

令和8年度海外出願支援事業 募集案内（第2回）
（中小企業等海外展開支援事業費補助金）

1 事業目的

当該事業は、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）が、知的財産権を活用して海外展開を考えている山口県内の中小企業等を支援し、海外市場への新たな参入や事業展開を促進することを目的にしています。

2 事業概要

優れた技術や製品等を海外に展開するために、知的財産権を広く活用しようとする県内中小企業等が行う海外出願（特許、実用新案、意匠、商標（抜け駆け対策商標含む。以下同じ。））に必要な経費の一部を助成します。

（1）応募資格

①山口県内に主たる事業所（本社・事務所・工場）を有する中小企業者等であること。

（中小企業者等とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者。）をいう。）

ただし、地域団体商標の海外出願については商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。

なお、いわゆる※「みなし大企業」は支援対象外となります。

（※）みなし大企業とは、以下（ア）～（オ）に該当する企業をいう。

（ア）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

（イ）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

（エ）資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等

（オ）間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

②海外を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。

③外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等であること。

④外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において、同等の書類を提出できる中小企業者等であること。

⑤経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠

(エビデンス) に基づくものとすることです。

限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

（２） 助成対象となる出願案件

① 対象案件：

応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、年度内に優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件（商標については優先権がない案件も可）。

案件種別ごとの詳しい出願方法は以下のとおりです。

＜特許・実用新案＞

- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後に国内段階に移行する案件。
- ・日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を、採択後に国内段階に移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る。

＜意匠＞

- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・採択後に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

＜商標（抜け駆け対策商標）＞

- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る。
- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。

② 令和9年1月20日（水）（補助期限）までに外国特許庁への出願が完了するものに限ります。

（交付決定の段階で、海外出願が完了している案件、及び翻訳等を事前着手した案件は、対象外となります。）

(3) 助成対象経費（外国特許庁への出願時に要した費用の助成となります。）

経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※ 令和9年1月20日（水）までに外国特許庁への出願が完了するものに限りです。

※ 日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象外となります。

※ 一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払う費用は補助期間内に支払われた費用であっても対象となりません。（例：出願に不備等があった場合の補正費用等）

(4) 助成対象と認められない経費

経費区分	内 容
日本国特許庁への出願に要する経費	① 国内出願に要する経費 ② PCT国際出願における国際段階における手数料 ③ 商標国際登録出願の日本国特許庁に支払う費用 ④ 上記①②③に係る代理人に要する経費

(5) 助成対象となる期間

補助金交付決定の日から当事業で定める海外出願の期日までに要した経費が対象となります。交付決定日以前に要した経費は助成対象となりません。

※海外出願の完了期日 令和9年1月20日（水）

(6) 助成額・助成率

助成対象経費の2分の1以内で、1企業及び案件ごとの上限額は次のとおりです。

① 1企業に対する補助金の上限額 300万円

② 案件ごとの補助金の上限額

1) 特許 150万円

2) 実用新案、意匠、商標 60万円

3) 抜け駆け対策商標 30万円

- ・補助金額は、審査委員会での審査結果等により申請額を減額して補助額を決定することがあります。
- ・共同出願の場合は、中小企業者の持ち分比率に応じた費用（ただし、負担した費用の範囲内）が助成対象となります。
- ・1企業あたりの補助金上限額300万円以内において、同一企業による複数の外国出願を対象とすることができます。（「INPIT 外国出願補助金」の交付決定額は、本補助金の上限額に影響しません。）
- ・「INPIT 外国出願補助金」との同一案件（同一の基礎番号、同一の国への出願）の重複申請は出来ません。

3 応募期間等について

(1) 応募期間 ※期間中の土日・祝日は除きます。

令和8年9月4日(金)から令和8年10月2日(金)(17:00 必着)まで

(2) 書類の提出先及び提出方法

①受付窓口

〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1

山口市産業交流拠点施設内(KDDI 維新ホール)

公益財団法人やまぐち産業振興財団(担当:遠藤)

TEL(083)902-2166 FAX(083)902-9010

②提出方法 以下(3)の提出書類を全てそろえていただき、上記受付窓口へ郵送又は持参により期日までに提出してください。

(3) 提出書類

以下の提出書類は**A4版、片面印刷**としてください。

①令和8年度中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)間接補助金交付申請書

1) 特許、実用新案、意匠及び商標の場合(様式第1-1)

2) 抜け駆け対策商標の場合(様式第1-2)

②令和9年度中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)への協力承諾書

1) 特許、実用新案、意匠及び商標の場合(様式第1-1の別紙)

2) 抜け駆け対策商標の場合(様式第1-2の別紙)

※選任弁理士に依頼しない場合は不要ですが、この場合は様式第1-1又は1-2の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等(選任代理人)」欄へ、選任弁理士に依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付の必要書類)を自らの責任で財団あてに提出できる旨を記載してください。

③その他添付書類(別紙のとおり)

4 選考について

(1) 審査

財団が設置する審査委員会で選考の上、決定します。

(審査会では、ご出席の上、申請内容についてご説明いただきます。)

(2) 審査の基準

①先行技術調査等の結果からみて海外での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。

②次のいずれかに該当する中小企業者等であること。

1) 助成を希望する出願に関し、海外で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等。

2) 助成を希望する商標登録出願に関し、海外における抜け駆け商標出願対策の意思を有している中小企業者等。

③ 知的財産権に係る海外出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

5 主な事業スケジュール(予定)

令和8年 9月 4日 公募開始

令和8年10月 2日	応募締切り
令和8年10月	審査委員会の開催
令和8年10月	採択企業の決定、採否通知
令和9年1月20日	助成対象となる海外出願完了
令和9年2月12日	実績報告書の提出
(事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月12日までのいずれか早い日)	
令和9年3月	補助金額の確定

6 留意事項

- ・外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行い、また中間応答の必要が生じたものについては応答してください。
- ・当補助事業により行った外国出願を自ら放棄又は取下げ等を行うことは、原則禁止です。
- ・真にやむを得ない事情により、放棄又は取下げを行いたい場合は、財団の承認が必要となりますので、事前に報告してください。
- ・事業完了後、実績報告書(様式第6)を期日までに提出してください。
- ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- ・本事業について、交付決定を受けた事業者の名称、所在地、出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について当財団ホームページ等で公表します。
- ・申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。

また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(E B P M)目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

<加点措置について>

(1) 賃上げ実施企業

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- 申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額(又は一人あたりの平均受給額)が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(写し)」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等代える提出も可能です。
- 賃上げが2.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規

定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業

従業員の両立支援のためにワーク・ライフ・バランスの取組を進める企業等に対して、以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）
- 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

<補助金申請システム「jGrants（J グランツ）」の併用について>

- 「jGrants（J グランツ）」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。
- 機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。
- 使用には認証システム「G ビズ ID」を取得する必要があります。G ビズ ID の取得には、2～3週間程度の審査期間が必要となりますので、公募開始前からのG ビズ ID の取得をお願いします。

◆事業の流れ

（弁理士等に依頼する場合、協力承諾書により中小企業者と弁理士等間で協力関係を構築）

- ①中小企業者等が財団へ補助金交付申請書を提出
- ②財団審査委員会において審査し、採択企業を決定
- ③弁理士等が諸外国へ海外出願を実施
- ④弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、支払い
- ⑤弁理士等が中小企業者等へ海外出願経費を請求
- ⑥中小企業者等が弁理士等へ海外出願経費を支払い
- ⑦中小企業者等が財団へ実績報告書等の必要書類を提出
- ⑧財団が補助金額を確定
- ⑨中小企業者等が財団へ補助金請求書を提出
- ⑩財団が請求書に基づき支払い

7 問合せ

申請をご検討の場合は、早めにその旨のご連絡・ご相談をいただきますようお願いします。

公益財団法人やまぐち産業振興財団 担当 遠藤

〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1 KDDI 維新ホール内

TEL：(083)902-2166 FAX：(083)902-9010

	添 付 書 類 一 覧
法人	1. 登記簿謄本等の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. （賃上げ実施企業に対する補助金上の優遇を受ける場合のみ） ・従業員への賃金引上げ計画の表明書 11. （ワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点措置を希望する企業のみ） ・認定証等の写し 12. その他補助事業者が定める事項
個人事業者	1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項

事業協同組合等	1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
商工会・商工会議所	1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項
NPO法人	1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明

記)。

また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額(内訳)」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

(注4)「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t (特許情報プラットフォーム)による検索結果の写し、P C T国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能。